

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「地域医療対策協議会運営指針」の一部改正について

地域医療対策協議会（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 1 項に定める地域医療対策協議会をいう。以下同じ。）の運営の在り方等については、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 15 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）の別添「地域医療対策協議会運営指針」（以下「運営指針」という。）により定められているところですが、本年 4 月 1 日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の一部が施行されたことに伴い、令和 2 年度以降の地域医療対策協議会の運営の在り方等について、別紙新旧対照表のとおり運営指針を改正し、本日から適用することとしたので、通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、本年度の地域医療対策協議会の運営の在り方等については、引き続き、改正前の運営指針による旨、申し添えます。

地域医療対策協議会運営指針について（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 15 号厚生労働省医政局長通知）別添「地域医療対策協議会運営指針」 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">地域医療対策協議会運営指針</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 地域医療対策協議会の協議内容</p> <p>（1）協議事項</p> <p>地域医療対策協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表する。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域</u>に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項</p> <p>④ <u>医師の確保を特に図るべき区域</u>に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項</p> <p>⑤ <u>医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項</u></p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）医師の派遣に関する事項</p> <p>ア 地域における医師の確保のためには、地域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うことにより、都道府県内で<u>医師の確保を特に図るべき区域</u>における医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。</p>	<p style="text-align: center;">地域医療対策協議会運営指針</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 地域医療対策協議会の協議内容</p> <p>（1）協議事項</p> <p>地域医療対策協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表する。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域</u>に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項</p> <p>④ <u>医師が不足している地域</u>に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項</p> <p>（新設）</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）医師の派遣に関する事項</p> <p>ア 地域における医師の確保のためには、地域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うことにより、都道府県内で<u>医師が不足している地域</u>における医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。</p>

イ～エ (略)

オ アを踏まえ、大学からの医師派遣先でないことなどにより、必要とされる医師が確保できない医療機関に対して都道府県が協議対象医師を配置する等、都道府県による医師派遣と大学による医師派遣との整合性の確保を図るものとする。

なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

カ～ク (略)

(4) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

ア キャリア形成プログラムが医師確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を目的としたものであることを踏まえ、キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された協議対象医師が、派遣期間中も十分な能力開発・向上を図ることができるよう、関係者の協力の下、継続的な援助を行うことが必要である。

イ 継続的な援助の具体的な内容として、例えば、医師の確保を特に図るべき区域に派遣されている間も、大学病院等での手術に参加する機会や、最新の医学知識・技術についての情報を提供すること等が考えられる。そのためには、例えば都道府県が積極的な情報発信を行う、大学が交代医師を派遣する等、関係者がそれぞれの役割に応じた協力を行うことが必要である。

ウ (略)

(5) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための

イ～エ (略)

オ アを踏まえ、大学からの医師派遣先でないことなどにより、必要とされる医師が確保できない医療機関に対して都道府県が協議対象医師を配置する等、都道府県による医師派遣と大学による医師派遣との整合性の確保を図るものとする。

なお、医師が不足している地域は、人口 10 万人対医師数や地理的条件（へき地、離島等）に基づき、都道府県が設定するものである。ただし、平成 32 年 4 月以降は、医師偏在指標の導入に伴い、都道府県は別途医師少数区域等の設定を行い、これに基づく医師確保対策を講じるものである。

カ～ク (略)

(4) キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

ア キャリア形成プログラムが医師確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を目的としたものであることを踏まえ、キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された協議対象医師が、派遣期間中も十分な能力開発・向上を図ることができるよう、関係者の協力の下、継続的な援助を行うことが必要である。

イ 継続的な援助の具体的な内容として、例えば、医師が不足している地域に派遣されている間も、大学病院等での手術に参加する機会や、最新の医学知識・技術についての情報を提供すること等が考えられる。そのためには、例えば都道府県が積極的な情報発信を行う、大学が交代医師を派遣する等、関係者がそれぞれの役割に応じた協力を行うことが必要である。

ウ (略)

(5) 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に

措置に関する事項

ア 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のために、交代医師の派遣や、グループ診療のあっせん、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援等の措置の実施体制について協議を行う。

イ (略)

(6) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項とは、地域枠及び地元出身者枠の設定に関する事項を指し、その具体的内容については別途通知するところによる。

(7)・(8) (略)

(削除)

4. その他

(1)・(2) (略)

(削除)

関する事項

ア 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のために、交代医師の派遣や、グループ診療のあっせん、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援等の措置の実施体制について協議を行う。

イ (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(8) その他

各都道府県において医師確保計画が開始される平成 32 年度以降は、協議事項に「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する文部科学省令・厚生労働省令で定める事項」が追加される。具体的には、大学における地域枠や地元枠の設定に関する協議を行うことが想定され、詳細については別途通知する。

4. その他

(1)・(2) (略)

(3) 地域医療対策との関係

地域医療対策協議会で3.により協議され、公表された事項は、法第30条の23第1項の規定により都道府県に策定・公表が義務付けられた地域医療対策(救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策)とみ

(3) (略)

なして差し支えない。なお、地域医療対策は、各都道府県において医師確保計画が開始される平成 32 年度以降は、医師確保計画に統合され、発展的に解消されるものである。

(4) (略)